本規約は、Creative Team +ONE(以下「当チーム」という。)が提供する動画制作サービス(以下「本サービス」という。)において、当チームに動画制作業務(以下「本件業務」という。)を委託する際の基本的事項を定めることを目的とする。

(本件業務)

第1条 本件業務とは、台本作成、撮影、編集その他当チームが本サービスを通じて当チームに委託された動画制作に必要な業務の全部又は一部をいう。

(契約成立・改定)

第2条 本サービスを通じて本件業務を委託しようとする者は、本フォーム上で本規約の内容を確認し、これに同意した上で、当チームに対して当チーム所定のオンラインフォームにより当チームに業務を委託する旨の発注を行うものとする。

- 2 前項の発注を受けたときは、当チームは、速やかに発注者の与信調査を行い、本フォームに記載された企画内容、制作内容、業務委託料、納期等に基づいた発注諾否等を発注者に電子メール、電話、本フォーム経由等により通知するものとし、当チームが発注を受諾する旨の通知を発信した時点で、発注者と当チームとの間に当該発注にかかる業務に関して本規約に基づく業務委託契約(以下「個別契約」という。)が成立し(以下、本規約成立後の発注者を「利用者」という。)、爾後、利用者は本サービスを利用できるものとする。
- 3 納期、業務委託料、その他、本サービスに記載された個別契約の内容は、当チーム及び利用者双方の合意がない限り変更できないものする。
- 4 利用者は、本規約の内容が事前の予告なく変更される場合があることについて予め承諾する。ただし、この場合、当チームは、利用者に対して、速やかに変更・改定の通知を行うものとする。
- 5 前項による本規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は当該変更に同意したものとみなし、以後は変更後の規約が当チームと利用者との間に適用されるものとする。

(再委託)

第3条 当チームは、当チームの責任において、利用者から委託された本件業務の全部又は一部について、当チームクリエイター(本サービスを通じて本件業務を受託する者として、当チームとの契約に基づき登録されている者をいう。以下同じ。)に再委託できるものとする。

(クリエイターとの関係)

第4条 利用者は、本サービス又は本件業務に関連して当チーム又は当チームクリエイターと連絡を取る必要があるときは、本サービス又は当チームが認めたシステムを用いてこれを行うものとする。

2 利用者は、当チームクリエイターに対し、本件業務の全部又は一部を直接受託するよう働きかけてはならない。

(納品)

第5条 当チームは、納期までに本件業務の成果物(以下「成果物」という。)を利用者に納入するものとする。

- 2 利用者は、成果物の受領後、本件業務の完了を確認するための検査を、別途当チームと利用者間で合意した検収条件に従って行い、問題、不備等がないことを利用者が了解した場合にはその旨当チームに通知する。利用者が成果物の受領後7日以内に、当チームに対して何ら通知をしなかった場合は、当該成果物は当該検査に合格したものとみなす。
- 3 当チームは、第1項に基づき納入した本件業務に係る成果物に、別途当チームと利用者間で合意した検収条件に見合わない問題、不備等があると利用者及び当チームが合理的に判断した場合には、速やかに本件業務に係る成果物を補正するものとし、その作業経費は、業務委託料に含まれるものとする。
- 4 利用者は、第1項に基づき納入した本件業務に係る成果物が、別途当チームと利用者間で合意した検収条件に合致しているが、利用者の要望により、合意した条件とは異なる変更、修正、改善等があった場合、利用者は第2項に基づき検収条件に合致している部分の成果物に関しては当該検査に合格したものとし、第6条に基づき業務委託料を当チームに支払うものとする。その上で当チームは利用者の要望に基づき、新たな条件に基づいた見積もりを作成し、利用者に提示するものとする。

(業務委託料)

第6条 利用者は、本件業務にかかる業務委託料を当チームに支払うものとし、その金額は、各個別契約毎に当チームのシステム経由で利用者に提示した見積もりのとおりとする。

- 2 利用者は、当チームに対し、本件業務にかかる業務委託料を、当チームがオンラインで発行する請求書(PDFファイル)に基づき、本件業務の完了日が属する月の翌月末日までに、当チームの指定する銀行口座に送金する方法により支払う。ただし、送金手数料は利用者の負担とする。
- 3 利用者が業務委託料の支払いを遅滞したときは、利用者は、当チームに対し、年14.6%の割合による遅延損害金を業務委託料に付加して支払うものとする。

(規約の遵守等)

第7条 利用者は、本規約及び本規約に付随して当チームが定めたすべての規約を遵守しなければならない。

(成果物に関する著作権)

第8条 当チームから利用者に納品された制作物についての第三者の知的財産権を除く成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、当チームに帰属する。

当サービスは利用者に対し、納品された本件制作物について、以下の権利を許諾する。

- (1)制作物を使用・複製する権利、およびインターネットを通じてアップロード、ダウンロード、送信などする権利。
- (2)必要に応じて制作物を改変し又は、他の著作権と合体する権利。

ただし、成果物の一部を構成する風景又はそれに準ずる動画、静止画は、利用者が本規約成立前から保有する知的財産権等を侵害しない限り、当チームが利用することを妨げないものとする。

また制作物に含まれる素材の著作権については「Envato Elements」が定めるライセンス条項に準拠されるものとする。

(https://elements.envato.com/license-terms)

(本サービスに関する知的財産権)

第9条 本サービスその他本サービスに関する著作権、著作者人格権、商標権その他の権利は、すべて当チームに帰属し、利用者はこれを侵害してはならない。

(キャンセル)

第10条 契約フォーム送信完了後に利用者の意向により本件業務をキャンセルする場合、 業務委託料の100%に該当するキャンセル料を支払うものとする。

(契約上の地位の移転)

第11条 利用者は、予め当チームの承諾を得ることなく、本規約及び個別契約上の地位又は本規約及び個別契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供してはならない。

2 当チームが、事業譲渡、合併、会社分割その他の方法により、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡又は移転したときは、本規約及び個別契約上の地位、本規約及び個別契約に基づく権利及び義務並びに利用者に関する情報を当該第三者に譲渡又は移転することができるものとし、利用者は予めこれを異議なく承諾する。

(契約解除)

第12条 利用者に次の各号の一に定める事由が生じたときは、当チームは何らの催告を要することなく本規約及び個別契約を解除することができる。なお、当該解除の意思表示については、利用者が本件業務の委託を当チームに申し込む際に当チームに通知した電子メールアドレス若しくはLINE、Messangerなど主とした連絡手段を使用してその旨を送信する方法によることができるものとする。

- (1) 業務委託料の支払いその他本規約及び個別契約にかかる取引条件を遵守しなかったとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (3) 滞納処分、競売の申立て又は仮差押、仮処分、強制執行等の法律処分を受けたとき
- (4) 前2号に定めるもののほか、利用者の経済的信用が悪化し、本規約及び個別契約の継続に支障をきたすおそれがあると当チームが判断したとき
- (5) 当チームに提供した利用者に関する情報に虚偽があったとき
- (6) 弊チームの対応できる範囲を超えている業務と判断したとき
- (7) 前各号に定めるもののほか、本規約又は個別契約の定めに違反したとき
- 2 前項により本規約及び個別契約が解除された場合、利用者は当チームに生じた損害を賠償する責を負うものとする。

(本サービスの中断・停止)

第13条 当チームは、システムの保守、システム障害、停電、火災、天災地変その他技術 上・運営上の理由により、利用者に通知することなく、本サービスを中断することができる。

- 2 前項の場合において、本サービスの継続が困難であると当チームが判断したときは、 当チームは、利用者に対して電子メールの送信又は本サービスその他のウェブサイトで告 知することにより、本サービスを停止し、個別契約を解除することができる。
- 3 本サービスの中断又は停止(これに伴う個別契約の解除を含む。)により利用者に生じた損害について、当チームは何らの責も負わないものとする。

(システム上の不具合)

第14条 本サービスその他本サービスに関連するシステム上の不具合が生じたときは、当 チームは復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

2 本サービスその他本サービスに関連するシステム上の不具合により利用者に生じた損害について、当チームは何らの責も負わないものとする。

(損害の免責)

第15条 当チームは、本サービスの利用により発生した利用者の損害については、一切の 賠償の責を負わないものとする。ただし、当チームの故意又は重過失に起因する場合は 除くものとする。

2 利用者が本サービスを利用することにより第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任により解決を図るものとし、当チームには一切の損害を与えないものとする。

(機密保持)

第16条 利用者及び当チームは、本規約及び個別契約に関して、又は本件業務遂行上知り得た双方の技術上及び営業上の情報並びに個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守するものとし、本規約有効期間中のみならず、本規約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

- 2 利用者は、以下の各号に定める情報を機密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (1) 本サービスに関する情報
- (2) 当チームクリエイターに関する情報
- (3) 本サービスその他本サービスに関連するシステムに関する情報
- (4) 本サービスにアクセスするために必要な情報

(反社会的勢力排除)

第17条 利用者は、当チームに対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)及び使用人(嘱託その他使用人に準ずる者を含む。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本規約及び個別契約を締結するものではないこと。
- (4) 本規約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(不可抗力)

第18条 天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本規 約に基づく義務の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、当チームはその 責を負わないものとする。

(契約期間)

第19条 本規約の有効期間は、契約成立日から1年間とする。ただし、当チーム又は利用者から相手方に対して本規約の有効期間満了日の2ヶ月前までに別段の意思表示がないときは、契約期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、爾後も同様とする。

(準拠法)

第20条 本規約及び個別契約は、日本法に準拠し、解釈されるものとする。

(裁判管轄)

第21条 当チーム及び利用者は、本規約及び個別契約又は本サービスに関して裁判上の紛争が生じたときは、当チームが指定する管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第22条 当チーム及び利用者は、本規約及び個別契約に定めのない事項又は本規約に関して疑義が生じた事項については、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。